

## 1 計画策定の趣旨

本県では、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき、平成10年3月に消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る埼玉県消費生活基本計画を策定し、消費者施策を進めてまいりました。

この埼玉県消費生活基本計画は、策定後の社会環境等の変化を受けて、平成13年、16年及び19年の3回の見直しを行い、平成23年度をもって計画期間が終了します。

平成19年の見直しから5年が経過し、その間、国における消費者庁の設置や消費者事故情報の集約等を定めた消費者安全法の制定など、消費者行政は大きく転換しました。

そこで、本県では、これまでの社会情勢等の変化や取組の成果も踏まえ、「埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へー」との整合性を図りつつ、新たなステージに入った消費者行政にふさわしい内容の埼玉県消費生活基本計画を策定するものです。

## 2 計画の期間

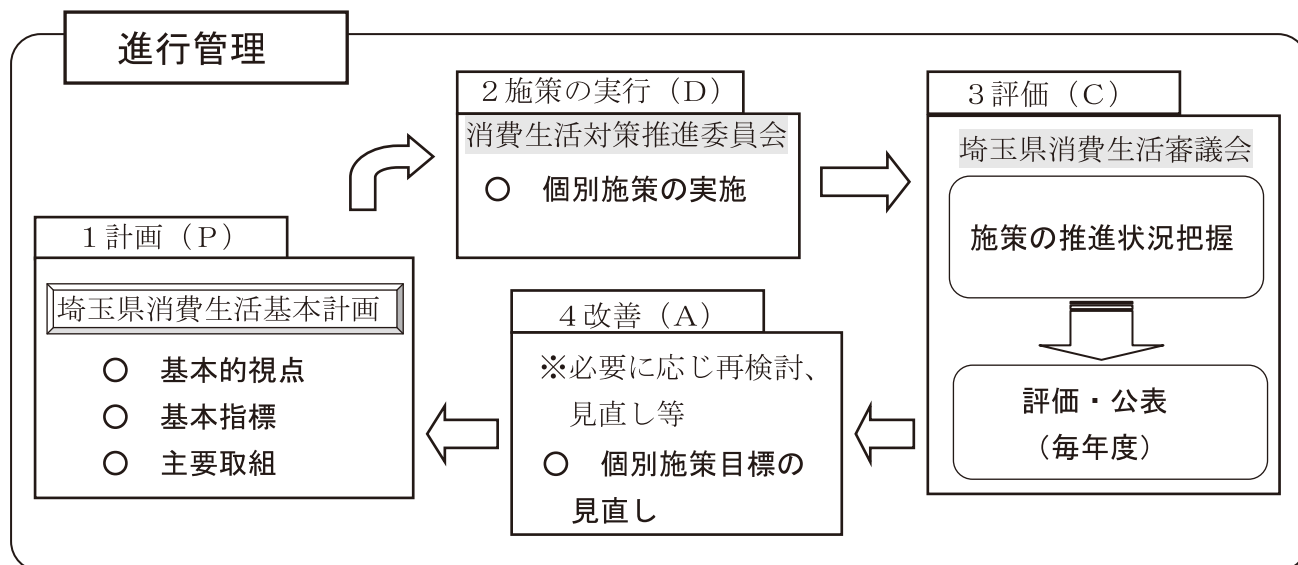
この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

## 3 計画の推進体制と進行管理

この計画を推進するため、庁内の関係課所で構成する埼玉県消費生活対策推進委員会を中心に個別施策の実施やその進行管理を行います。

また、国、他都道府県、県内市町村、消費者団体等との連携を図るとともに、埼玉県消費生活審議会を計画推進に当たっての第三者機関とします。

埼玉県消費生活審議会は、公平中立の立場からこの計画に基づき実施した施策の進捗状況や実績について確認、評価の上、意見を表明します。県はこれを尊重するとともに、広く消費者である県民に対しても施策の進捗状況等を公表し、必要に応じて施策の見直し等を行います。



埼玉県消費生活審議会における審議の様子